

公 告

分任契約担当官
自衛隊香川地方協力本部長
谷本 秀典

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

件名	規格	予定使用電力量 (現契約種別)	履行場所
自衛隊香川地方協力本さぬき地域事務所 所で使用する電気	仕様書のとおり	6, 330kwh (従量電灯A)	香川県さぬき市志度 950-3
自衛隊香川地方協力本観音寺地域事務所 所で使用する電気	仕様書のとおり	3, 910kwh (従量電灯A)	香川県観音寺市榮町 1丁目1番13-2 02号「ストレッチ ビル2F」
		3, 020kwh (低圧電力)	
自衛隊香川地方協力本善通寺地域事務所 所で使用する電気	仕様書のとおり	2, 960kwh (従量電灯A)	香川県善通寺市南町 3-1-1
		3, 450kwh (低圧電力)	

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和7・8・9年度の競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において、D等級以上に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。(適合証明書を提出すること。)
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気をより多く供給できるものを優先することとし、別に示す「特定電源割当計画書」を提出するものとする。
この際、再生可能エネルギー電気の供給が0%の場合においても、再エネ比率(%)を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、第2項第5号及び第12号に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書(様式別途配布)を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送(FAX不可)

(3) 提出期限

令和7年3月3日(火)15時00分

(4) 可否判定

分任契約担当官は、提出された適合証明書及び特定電源割当計画書の内容を判断し、その判定結果を3月5日までに電話及びFAXにより回答する。細部は第4項において示す。

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。

- (1) 第2項の第1号から第12号までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率100%にて応札できる者がいる場合は「仕様書A(100%)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) (1)の要件を満たせない場合において、第2項第1号から第12号までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書B(60%以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (3) (2)の要件を満たせない場合において、第2項第1号から第12号までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書C(30%以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (4) (3)の要件を満たせない場合において、第2項第1号から第12号までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書D(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、自衛隊香川地方協力本部において令和7年2月24日(火)から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。(土曜・日曜・祝日を除く08:15~17:00)
- (2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)

6 入札説明会及び競争入札実施要領等

- (1) 入札説明会 : 一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。
- (2) 入札場所 : 自衛隊香川地方協力本部
- (3) 入札日時 : 令和7年3月10日(火) 15時00分

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式 : 予定総価(ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。

11 その他

- (1) 郵便入札は、令和7年3月9日(月)12時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。再度入札になった場合は、別途連絡する。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。

- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第348会計隊事務所で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
- (5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いする。

(6) 問い合わせ先

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 南館2階
自衛隊香川地方協力本部

ア 入札及び契約手続き等に関する事項

自衛隊香川地方協力本部 担当：北村・石原

TEL：087-823-9206 FAX：087-823-9209 (直通)

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

自衛隊香川地方協力本部 担当：福地

TEL：087-823-9206

本公告は、高松サンポート合同庁舎南館 掲示板

自衛隊香川地方協力本部ホームページに掲載している。

仕 様 書		
件名：令和8年度自衛隊香川地方協力本部各地域事務所等で使用する電気（従量電灯及び低圧電力）の調達	仕様書番号	
	作成年月日	令和 8年 2月 日
	変更年月日	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊香川地方協力本部

1 総則

この本仕様書は、自衛隊香川地方協力本部各地域事務所等で使用する電気の調達（従量電灯及び低圧電力）について適用する。

2 概要

(1) 需要場所

- ア 香川県さぬき市志度950-3（自衛隊香川地方協力本部さぬき地域事務所）
- イ 香川県善通寺市南町3-1-1（自衛隊香川地方協力本部善通寺地域事務所）
- ウ 香川県観音寺市栄町1丁目1番13-202号 ストレッチビル2階（自衛隊香川地方協力本部観音寺地域事務所）

(2) 業種及び用途

官公署

3 仕様

(1) 供給電気方式等

ア さぬき地域事務所

現行契約プラン（電力会社）	従量電灯A（四国電力）
供給電気方式	交流単相3線式
供給電圧（標準電圧）	100V
計量電圧（標準電圧）	100V
標準周波数	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無
予定契約電力	6kVA
予定使用電力量	6,330kWh
月別予定使用電力量	表第1のとおり

イ 善通寺地域事務所

現行契約プラン（電力会社）	従量電灯A（四国電力）	低圧電力（四国電力）
供給電気方式	交流単相3線式	交流三相3線式
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100V	200V
標準周波数	60Hz	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無	無
予定契約電力	4kVA	8kVA
予定使用電力量	3,910kWh	3,020kWh
月別予定使用電力量	表第2のとおり	表第3のとおり

ウ 観音寺地域事務所

現行契約プラン（電力会社）	従量電灯A（四国電力）	低圧電力（四国電力）
供給電気方式	交流単相3線式	交流三相3線式
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100V	200V
標準周波数	60Hz	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無	無
予定契約電力	5kVA	8kVA
予定使用電力量	2,960kWh	3,450kWh
月別予定使用電力量	表第4のとおり	表第5のとおり

- (2) 使用期間
令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで
- (3) 電力量等の計量
 - ア 自動検針装置：有
 - イ 電力会社の検針方法：(遠隔) 検針
 - ウ 電力量計構成：スマートメーター
- (4) 需給地点
電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (7) 供給電気の種類等
 - ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。
参照：別紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要
 - イ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料(特定電源割当証明書(別紙第2))を年2回(上半期・下半期)、提出することとする。
入札の際には、特定電源割当計画書(別紙第3)を提出すること。
- (8) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件
二酸化炭素排出計数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (2) 非常用自家発設備は、有していない。
- (3) 契約に伴い電力検針装置の取替及び設置等が必要な場合、契約会社の責任において契約期間に支障の無いように行う。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は「1kVA」及び「1kW」とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は「1kWh」とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は「1円」とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は「1円」とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。

表第1 さぬき地域事務所従量電灯の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力 (kVA)	使用電力量 (kWh)
4	6	400
5	6	390
6	6	620
7	6	880
8	6	770
9	6	640
10	6	470
11	6	350
12	6	490
1	6	550
2	6	470
3	6	400
年間予定使用電力量		6,430

表第2 善通寺地域事務所従量電灯の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力 (kVA)	使用電力量 (kWh)
4	4	300
5	4	290
6	4	310
7	4	330
8	4	320
9	4	320
10	4	310
11	4	290
12	4	300
1	4	320
2	4	370
3	4	350
年間予定使用電力量		3,810

表第3 善通寺地域事務所低圧電力の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力 (kVA)	使用電力量 (kWh)
4	8	60
5	8	50
6	8	210
7	8	510
8	8	450
9	8	370
10	8	100
11	8	100
12	8	70
1	8	260
2	8	440
3	8	220
年間予定使用電力量		2,840

表第4 観音寺地域事務所従量電灯の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力（kVA）	使用電力量（kWh）
4	5	200
5	5	250
6	5	240
7	5	290
8	5	240
9	5	270
10	5	250
11	5	220
12	5	210
1	5	240
2	5	230
3	5	230
年間予定使用電力量		2,870

表第5 観音寺地域事務所低圧電力の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力（kVA）	使用電力量（kWh）
4	6	20
5	6	20
6	6	200
7	6	670
8	6	640
9	6	470
10	6	110
11	6	80
12	6	280
1	6	340
2	6	370
3	6	220
年間予定使用電力量		3,420

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

分任契約担当官
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

1 お客様情報
 お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況、③令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の 4 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要素	区分	得点
①令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.475 未満	70
	0.475 以上 0.500 未満	65
	0.500 以上 0.525 未満	60
	0.525 以上 0.550 未満	55
	0.550 以上 0.575 未満	50
	0.575 以上 0.600 未満	45
	0.600 以上	0
②令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	10
	0% 超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
③令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00% 以上	20
	5.00% 以上 10.00% 未満	15
	2.50% 以上 5.00% 未満	10
	0% 超 2.50% 未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期（事業開始日から 1 年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和5年度 1 kWh 当たり の二酸化炭素 排出係数	<p>「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
② 令和5年度 の未利用エネ ルギー活用状 況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5年度の供給電力量(需要端) (KWh) で除した数値</p> <p>【算定方式】</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

	<p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（KWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（KWh）で除した数値。</p> <p>【算定方式】</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合算値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(kWh)）</p> <p>②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kwh）</p> <p>③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kwh）</p>

	<p>④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kwh)</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別紙第5にのみ適用する。

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

住 所	〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称	〇〇株式会社
代表者氏名	〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 令和5年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には別紙第4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書		
件名：令和8年度自衛隊香川地方協力本部各地域事務所等で使用する電気（従量電灯及び低圧電力）の調達	仕様書番号	
	作成年月日	令和 8年 2月 日
	変更年月日	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊香川地方協力本部

1 総則

この本仕様書は、自衛隊香川地方協力本部各地域事務所等で使用する電気の調達（従量電灯及び低圧電力）について適用する。

2 概要

(1) 需要場所

- ア 香川県さぬき市志度950-3（自衛隊香川地方協力本部さぬき地域事務所）
- イ 香川県善通寺市南町3-1-1（自衛隊香川地方協力本部善通寺地域事務所）
- ウ 香川県観音寺市栄町1丁目1番13-202号 ストレッチビル2階（自衛隊香川地方協力本部観音寺地域事務所）

(2) 業種及び用途

官公署

3 仕様

(1) 供給電気方式等

ア さぬき地域事務所

現行契約プラン（電力会社）	従量電灯A（四国電力）
供給電気方式	交流単相3線式
供給電圧（標準電圧）	100V
計量電圧（標準電圧）	100V
標準周波数	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無
予定契約電力	6kVA
予定使用電力量	6,330kWh
月別予定使用電力量	表第1のとおり

イ 善通寺地域事務所

現行契約プラン（電力会社）	従量電灯A（四国電力）	低圧電力（四国電力）
供給電気方式	交流単相3線式	交流三相3線式
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100V	200V
標準周波数	60Hz	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無	無
予定契約電力	4kVA	8kVA
予定使用電力量	3,910kWh	3,020kWh
月別予定使用電力量	表第2のとおり	表第3のとおり

ウ 観音寺地域事務所

現行契約プラン（電力会社）	従量電灯A（四国電力）	低圧電力（四国電力）
供給電気方式	交流単相3線式	交流三相3線式
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100V	200V
標準周波数	60Hz	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無	無
予定契約電力	5kVA	8kVA
予定使用電力量	2,960kWh	3,450kWh
月別予定使用電力量	表第4のとおり	表第5のとおり

- (2) 使用期間
令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで
- (3) 電力量等の計量
 - ア 自動検針装置：有
 - イ 電力会社の検針方法：(遠隔) 検針
 - ウ 電力量計構成：スマートメーター
- (4) 需給地点
電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (7) 供給電気の種類等
 - ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が30%を満たすこと。
参照：別紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要
 - イ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料(特定電源割当証明書(別紙第2))を年2回(上半期・下半期)、提出することとする。
入札の際には、特定電源割当計画書(別紙第3)を提出すること。
- (8) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件
二酸化炭素排出計数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (2) 非常用自家発設備は、有していない。
- (3) 契約に伴い電力検針装置の取替及び設置等が必要な場合、契約会社の責任において契約期間に支障の無いように行う。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は「1kVA」及び「1kW」とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は「1kWh」とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は「1円」とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は「1円」とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。

表第1 さぬき地域事務所従量電灯の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力 (kVA)	使用電力量 (kWh)
4	6	400
5	6	390
6	6	620
7	6	880
8	6	770
9	6	640
10	6	470
11	6	350
12	6	490
1	6	550
2	6	470
3	6	400
年間予定使用電力量		6,430

表第2 善通寺地域事務所従量電灯の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力 (kVA)	使用電力量 (kWh)
4	4	300
5	4	290
6	4	310
7	4	330
8	4	320
9	4	320
10	4	310
11	4	290
12	4	300
1	4	320
2	4	370
3	4	350
年間予定使用電力量		3,810

表第3 善通寺地域事務所低圧電力の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力 (kVA)	使用電力量 (kWh)
4	8	60
5	8	50
6	8	210
7	8	510
8	8	450
9	8	370
10	8	100
11	8	100
12	8	70
1	8	260
2	8	440
3	8	220
年間予定使用電力量		2,840

表第4 観音寺地域事務所従量電灯の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力（kVA）	使用電力量（kWh）
4	5	200
5	5	250
6	5	240
7	5	290
8	5	240
9	5	270
10	5	250
11	5	220
12	5	210
1	5	240
2	5	230
3	5	230
年間予定使用電力量		2,870

表第5 観音寺地域事務所低圧電力の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力（kVA）	使用電力量（kWh）
4	6	20
5	6	20
6	6	200
7	6	670
8	6	640
9	6	470
10	6	110
11	6	80
12	6	280
1	6	340
2	6	370
3	6	220
年間予定使用電力量		3,420

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

分任契約担当官
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

1 お客様情報
 お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.475未満	70
	0.475以上 0.500未満	65
	0.500以上 0.525未満	60
	0.525以上 0.550未満	55
	0.550以上 0.575未満	50
	0.575以上 0.600未満	45
	0.600以上	0
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和5年度 1 kWh 当たり の二酸化炭素 排出係数	<p>「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
② 令和5年度 の未利用エネ ルギー活用状 況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5年度の供給電力量(需要端) (KWh) で除した数値</p> <p>【算定方式】</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

	<p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用率（送電端）（KWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（KWh）で除した数値。</p> <p>【算定方式】</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用率(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用率（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合算値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(kWh)）</p> <p>②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kwh）</p> <p>③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kwh）</p>

	<p>④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kwh)</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別紙第5にのみ適用する。

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

住 所	〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称	〇〇株式会社
代表者氏名	〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和5年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には別紙第4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書		
件名：令和8年度自衛隊香川地方協力本部各地域事務所等で使用する電気（従量電灯及び低圧電力）の調達	仕様書番号	
	作成年月日	令和 8年 2月 日
	変更年月日	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊香川地方協力本部

1 総則

この本仕様書は、自衛隊香川地方協力本部各地域事務所等で使用する電気の調達（従量電灯及び低圧電力）について適用する。

2 概要

(1) 需要場所

- ア 香川県さぬき市志度950-3（自衛隊香川地方協力本部さぬき地域事務所）
- イ 香川県善通寺市南町3-1-1（自衛隊香川地方協力本部善通寺地域事務所）
- ウ 香川県観音寺市栄町1丁目1番13-202号 ストレッチビル2階（自衛隊香川地方協力本部観音寺地域事務所）

(2) 業種及び用途

官公署

3 仕様

(1) 供給電気方式等

ア さぬき地域事務所

現行契約プラン（電力会社）	従量電灯A（四国電力）
供給電気方式	交流単相3線式
供給電圧（標準電圧）	100V
計量電圧（標準電圧）	100V
標準周波数	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無
予定契約電力	6kVA
予定使用電力量	6,330kWh
月別予定使用電力量	表第1のとおり

イ 善通寺地域事務所

現行契約プラン（電力会社）	従量電灯A（四国電力）	低圧電力（四国電力）
供給電気方式	交流単相3線式	交流三相3線式
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100V	200V
標準周波数	60Hz	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無	無
予定契約電力	4kVA	8kVA
予定使用電力量	3,910kWh	3,020kWh
月別予定使用電力量	表第2のとおり	表第3のとおり

ウ 観音寺地域事務所

現行契約プラン（電力会社）	従量電灯A（四国電力）	低圧電力（四国電力）
供給電気方式	交流単相3線式	交流三相3線式
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100V	200V
標準周波数	60Hz	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無	無
予定契約電力	5kVA	8kVA
予定使用電力量	2,960kWh	3,450kWh
月別予定使用電力量	表第4のとおり	表第5のとおり

- (2) 使用期間
令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで
- (3) 電力量等の計量
 - ア 自動検針装置：有
 - イ 電力会社の検針方法：(遠隔) 検針
 - ウ 電力量計構成：スマートメーター
- (4) 需給地点
電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (7) 供給電気の種類等
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合に条件を課さないが、より多くの割合を占めるものを優先するものとする。
参照：別紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (2) 非常用自家発設備は、有していない。
- (3) 契約に伴い電力検針装置の取替及び設置等が必要な場合、契約会社の責任において契約期間に支障の無いように行う。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は「1 kVA」及び「1 kW」とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は「1 kWh」とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は「1円」とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は「1円」とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。

表第1 さぬき地域事務所従量電灯の月別予定電力使用量 (令和8年4月～令和9年3月)

月	契約電力 (kVA)	使用電力量 (kWh)
4	6	400
5	6	390
6	6	620
7	6	880
8	6	770
9	6	640
10	6	470
11	6	350
12	6	490
1	6	550
2	6	470
3	6	400
年間予定使用電力量		6,430

表第2 善通寺地域事務所従量電灯の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力 (kVA)	使用電力量 (kWh)
4	4	300
5	4	290
6	4	310
7	4	330
8	4	320
9	4	320
10	4	310
11	4	290
12	4	300
1	4	320
2	4	370
3	4	350
年間予定使用電力量		3,810

表第3 善通寺地域事務所低圧電力の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力 (kVA)	使用電力量 (kWh)
4	8	60
5	8	50
6	8	210
7	8	510
8	8	450
9	8	370
10	8	100
11	8	100
12	8	70
1	8	260
2	8	440
3	8	220
年間予定使用電力量		2,840

表第4 観音寺地域事務所従量電灯の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力 (kVA)	使用電力量 (kWh)
4	5	200
5	5	250
6	5	240
7	5	290
8	5	240
9	5	270
10	5	250
11	5	220
12	5	210
1	5	240
2	5	230
3	5	230
年間予定使用電力量		2,870

表第5 観音寺地域事務所低圧電力の月別予定電力使用量（令和8年4月～令和9年3月）

月	契約電力（kVA）	使用電力量（kWh）
4	6	20
5	6	20
6	6	200
7	6	670
8	6	640
9	6	470
10	6	110
11	6	80
12	6	280
1	6	340
2	6	370
3	6	220
年間予定使用電力量		3,420

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>